

## 業務委託契約約款

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の業務委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書（別添の図面、業務提案書及び当該契約に係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書の記載事項（仕様書を含む。）に従って、業務を完了し、目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託代金を支払うものとする。

3 この契約に特別の定めがある場合を除き、業務を完了（目的物の引渡しを含む。以下同じ。）するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定める。

4 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連業務の調整)

第2条 甲は、乙の施行する業務及び甲の発注に係る第三者の施行する他の業務等が施行上密接に関連する場合において必要があるときは、その施行につき調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う業務等の円滑な施行に協力しなければならない。

### (処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、又は乙に対し、報告を求めることができる。

### (契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請

負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、甲は、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、目的物並びに材料（製造工場等にある工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、書面にて甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (下請負者の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

### (特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、施行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (監督員)

第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書に基づく業務の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの詳細図等

の承諾

(3) 設計図書等に基づく工程の管理若しくは立会い又は業務の施行状況の検査若しくは材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の業務における工程等の調整

3 甲は、2人以上の監督員を置き、前項の規定による権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示及び承諾は、原則として書面により行わなければならない。

#### (現場代理人等)

第10条 甲が仕様書により現場代理人及び関係法令の規定による技術者（以下「技術者」という。）を求めたとき又は自ら乙が現場代理人を定める必要があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、次に掲げる事項を除き、乙の一切の権限を行使することができる。

(1) 委託代金額及び履行期間の変更

(2) 委託代金の請求及び受領

(3) 第12条第1項の請求書の受理及び同条第3項の通知

(4) 契約の解除

3 乙は、甲が仕様書により現場代理人を求めたとき、乙の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

4 現場代理人及び関係法令の規定による技術者は、これを兼ねることができる。

#### (履行報告)

第11条 甲は、業務の施行上必要があると認めるときは、仕様書に定めるところにより、乙に当該事項の報告を求めることができる。

#### (関係者に関する措置の請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務（技術者と兼任している現場代理人にあつては、その職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

2 甲及び監督員は、技術者その他乙が契約を履行するために使用している下請負者、労働者等で契約の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

3 乙は、前2項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受理した日から10日以内に、当該請求に対する対応を書面により甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

5 甲は、前項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受理した日から10日以内に、当該請求に対する対応を書面により、乙に通知しなければならない。

#### (材料の品質、検査等)

第13条 乙は、材料の品質が仕様書に明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕にあつては、均衡を得た品質）を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、仕様書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 乙は、施行現場内に搬入した材料を監督員の承諾を受けずに施行現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された材料については、遅滞なく施行現場外に搬出しなければならない。

#### (監督員の立会、業務記録の整備等)

第14条 乙は、仕様書において監督員の立会の上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された材料については、当該立会を受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、仕様書において監督員の立会の上施行するものと指定された業務については、当該立会を受けて施行しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するもののほか、甲が特に必要があると認めて仕様書において見本又は施行写真等の記録を整備すべきものと指定した材料の調査又は業務の施行をするときは、仕様書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の規定による立会い又は見本検査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく乙の求めに応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、書面により監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、材料を調査して使用し、又は業務を施行することができる。この場合において、乙は、当該材料の調査又は当該業務の施行を適切に行つたことを証する見本又は施行写真等の記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは施行写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙へ支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しにあたっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、乙は、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、速やかに甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5 甲は、第2項後段又は前項の通知書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6 甲は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前2項に規定する措置をとった場合は、必要に応じて履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は乙の損害を賠償しなければならない。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 乙は、仕様書に定めるところにより、施行の完了、仕様書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは支給材料又は貸与品を原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書に明

示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (仕様書不適合の措置)

第16条 乙は、業務の施行部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示その他甲の責に帰すべき理由によるときは、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 監督員は、乙が第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、当該施行部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するもののほか、監督員は、当該施行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に書面により通知して、当該施行部分を最小限度破壊して検査することができる。ただし、破壊部分が軽微なときは、書面を省略し、口頭による連絡に代えることができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

#### (条件変更等)

第17条 乙は、業務の施行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 仕様書の内容が交互符号しないこと。

(2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 仕様書で明示されていない施行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果(これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、その結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、措置の内容を決定するときは、乙の意見を聴かななければならない。

4 甲は、第2項に規定する調査の結果、第1項に規定する事実が確認された場合は、必要に応じて施行内容の変更又は仕様書の訂正を行わなければならない。この場合において、甲は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して施行内容を変更し、かつ、目的物の変更を伴わないときは、乙と協議の上、施行内容の変更又は仕様書の訂正を行うものとする。

5 次条第1項後段の規定は、前項の規定による施行内

容の変更又は仕様書の訂正について準用する。

#### (業務の変更、中止等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、書面により乙に通知することにより、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、甲が必要があると認めるときは、次項及び第3項に規定するところにより、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担するものとする。

2 履行期間又は委託代金額の変更は、甲及び乙が協議して行う。

3 甲は、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させたことにより、乙が施行現場を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、当該負担額を乙と協議した上で定めるものとする。

4 甲は、天災その他の不可抗力により目的物等に損害を生じ、又は施行現場の状態が変動したことにより乙が契約を履行できないと認めるときは、第1項の規定により契約の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

#### (賃金又は物価の変動に基づく委託代金額の変更)

第19条 甲及び乙は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託代金額が不適当となったと認めるときは、書面により相手方に対して委託代金額の変更を請求することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行金額(委託代金額から当該請求時の出来形部分に相当する金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後未履行金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前未履行金額に相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前未履行金額の1000分の15を超える額について協議するものとする。

3 変動前未履行金額及び変動後未履行金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲及び乙が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に協議が整わない場合には、甲が変動前未履行金額及び変動後未履行金額を定め、書面をもって乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託代金額の変更を行なった後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託代金額が不

適当となったときは、甲及び乙は、前各号の規定によるほか、委託代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託代金額が著しく不適当となったときは、甲及び乙は、前各号の規定によるほか、委託代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、委託代金額の変更額については、甲及び乙が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項又は前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、書面をもって、乙に通知する。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は当該協議の開始の日を定め、書面をもって、甲に通知することができる。

#### (乙の請求による履行期間の延長)

第20条 乙は、天候の不良その他乙の責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、履行期間を延長するものとする。この場合において、甲は、履行期間の延長の日数を乙と協議して決定し、書面により通知しなければならない。

#### (甲の請求による履行期間の短縮等)

第21条 甲は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する履行期間の短縮について準用する。

3 甲は、この約款の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、乙と協議の上通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

4 前3項の規定により契約期間を変更した場合において、甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、委託代金額を変更するものとする。

#### (臨機の措置)

第22条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、監督員の意見を聴いた上で、臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場合において、乙は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じることを

求めることができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (一般的損害)

第23条 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害若しくはその他業務の施行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第25条第1項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうちこの責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第24条 業務の施行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の施行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の施行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 3 前2項の場合又はその他業務の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決にあたるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第25条 目的物の引渡し前に、天災その他の不可抗力(仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)により、目的物、仮設物、現場搬入済みの材料又は機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の規定による損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下、本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面により乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対し、書面により損害の費用の負担を求めることができる。

- 4 甲は、前項の規定により乙から委託代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(目的物、仮設物、現場搬入済みの材料若しくは機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会い又は乙の施行に関する記録等により確認することができるものに限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以

下、本条において「損害合計額」という。)から委託代金額の100分の1に相当する額を差し引いて得た額を負担しなければならない。

- 5 損害合計額は、次の各号の損害に応じ、当該各号の基準に従つて、甲及び乙が協議して決める。

#### (1) 目的物に関する損害

損害を受けた目的物に相当する委託代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (2) 材料に関する損害

損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相当する委託代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (3) 仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務の履行により償却することとしている減価償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相当する減価償却の額を差し引いた額とする。

- 6 第4項の規定は、第1項に規定する損害が数次にわたり生じた場合における2回目以降の損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託代金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

#### (委託代金額の変更に代える施行内容の変更)

第26条 甲は、第8条、第15条、第17条から第19条まで、第21条から第23条まで、前条又は第29条の規定により委託代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額の全部又は一部に代えて施行内容を変更することができる。この場合において、変更すべき施行内容は、甲及び乙が協議して定める。

#### (業務の完了、検査等)

第27条 乙は、業務が完了したときは、完了届を甲に提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認める業務にあつては、甲が指定する専用の報告書等の提出をもって完了届に代えることができる。

- 2 甲は、前項の規定による完了届の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に甲の指定する検査職員(以下「検査員」という。)により、乙の立会いの上業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

- 3 甲は、前項の検査においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、検査を行うことができる。この場合、検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

- 4 第2項の場合において、乙の事務書等が不明その他の事由により立会いを求めることができないとき又は立会いを求めても立ち会わないときは、立会いのないまま検査を行い、乙は当該検査の結果に異議を申出ることができない。
- 5 乙は、第2項の規定による検査の結果、甲から業務の手直しを命じられたときは、指定された期日までに当該手直しを完了し、再検査を受けなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する手直しの完了及び再検査の場合に準用する。
- 7 第2項の検査の合格をもって、この契約における目的物は、特に定めがあるものを除き、甲の所有に移転するものとする。

#### **(委託代金の支払)**

- 第28条 乙は、目的物が前条第2項の規定による検査に合格したときは、書面により委託代金の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託代金を支払わなければならない。ただし、特別な事情により乙の承諾を得たときは、45日以内に延長することができる。
  - 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の規定による期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### **(部分使用)**

- 第29条 甲は、第27条第7項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の規定により目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 甲は、第1項の規定により目的物を使用して乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、賠償額又は負担額を乙と協議の上定めるものとする。

#### **(かし担保)**

- 第30条 甲は、目的物の引渡し後、当該目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、法令又はこの契約で別に定めがある場合を除き、第27条第7項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以

内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 甲は、目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なくその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、目的物が第1項の規定によるかしにより滅失又はき損したときは、第2項又は前項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の規定による権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、目的物のかしを支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

#### **(履行遅滞の場合における損害金等)**

- 第31条 甲は、乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して当該業務を続行させることができる。
- 2 前項の規定による損害金の額は、委託代金額から引渡しを受けた部分に相当する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期限が到来した日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和32年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「債権管理法施行令で定める率」という。）で計算した額とする。
  - 3 乙は、甲の責に帰すべき理由により、第28条の規定による委託代金額の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「遅延防止法で定める率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

#### **(談合行為に対する措置)**

- 第32条 乙は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の10分の2に相当する額を談合違約金として甲に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の

- 2 第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当したとき、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額に加え、契約金額の10分の1に相当する額を談合違約金として支払わなければならない。
- (1) 前項各号に規定する判決において、乙が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
- (2) 前項各号に該当する内容で「伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領」により、資格（指名）停止を受け、資格（指名）停止措置期間満了後10ヵ年を経過していないとき。
- (3) 甲の職員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の罪に係る確定判決において、乙が甲の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。
- 3 第1項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
- 4 前3項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- (甲の解除権)**
- 第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎてても着手しないとき。
- (3) 契約を履行するにあたって必要な資格がないとき。
- (4) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明のため連絡をとることができないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 第35条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、委託代金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第34条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定める。
- (乙の解除権)**
- 第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の内容の変更により委託代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 第18条第1項の規定による業務の施行の中止期間が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により乙がこの契約を解除したときに準用する。
- (契約解除の場合の措置)**
- 第36条 第32条から前条の規定により、この契約を解除した場合において、既成部分及び材料で出来形部分検査に合格したものがあるときは、乙と協議の上当該部分を甲の所有とすることができる。
- 2 前項に規定する出来形部分検査において、甲は、必

要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、既成部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の規定により甲の所有に移転したときは、これに相当する委託代金額を乙に支払うものとする。この場合、第28条の規定を準用する。

4 乙は、契約が解除された場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 第15条の規定による支給材料があるときは、出来形部分検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(2) 第15条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第4項第1号前段及び第2号前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条又は第33条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第34条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は第35条の規定による乙の解除権の行使によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項第1号後段及び第2号後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

#### **(違約金等の徴収方法等)**

第37条 甲は、乙からの違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、第4条の規定によりこの契約の契約保証金が納付されているとき（これに代わる担保が提供されているときを含む。）又はこの契約の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

#### **(秘密の保持)**

第38条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後についても適用する。

#### **(個人情報の保護)**

第39条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）を遵守しなければならない。

#### **(暴力団等の不当介入に対する措置)**

第40条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等による不当介入を受けたときは、所轄の警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による通報を行ったときは、その旨を直ちに甲に報告しなければならない。

#### **(補則)**

第41条 この契約に定めのない事項については、伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。